

# 令和5年第8回教育委員会議事録

令和5年5月17日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年5月17日（水）午前10時00分～午後0時04分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明  
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則  
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫  
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

学校整備担当課長 相馬 吏 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之  
所 長 統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平  
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第46号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第47号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第48号 杉並区立富士見丘多目的広場条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第49号 令和5年度杉並区一般会計補正予算(第3号)  
(区議会提出議案に関する意見聴取)

### (報告事項)

- (1) 令和5年度区立学校在籍者数等について(令和5年5月1日現在)
- (2) 済美養護学校中学部及び関連施設の移転等について
- (3) 西宮中学校・宮前図書館の改築計画の見直しについて
- (4) 神明中学校の改築に向けた取組について
- (5) 5類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営について
- (6) 令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- (7) 令和4年度「杉並区教育調査」の結果について
- (8) 区立小学校校庭でラインマーカーとして使用されたと思われる釘により児童が負傷した事故について
- (9) 杉並区立学校の校庭調査等について

## 目次

### 議案

議案第46号	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	30
議案第47号	杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	32
議案第48号	杉並区立富士見丘多目的広場条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	32
議案第49号	令和5年度杉並区一般会計補正予算（第3号）（区議会提出議案に関する意見聴取）	38

### 報告事項

(1)	令和5年度区立学校在籍者数等について（令和5年5月1日現在）	4
(2)	済美養護学校中学部及び関連施設の移転等について	6
(3)	西宮中学校・宮前図書館の改築計画の見直しについて	10
(4)	神明中学校の改築に向けた取組について	11
(5)	5類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営について	14
(6)	令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	16
(7)	令和4年度「杉並区教育調査」の結果について	19
(8)	区立小学校校庭でラインマーカーとして使用されたと思われる釘により児童が負傷した事故について	22
(9)	杉並区立学校の校庭調査等について	22

**教育長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項9件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第46号から第49号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって議案第46号から第49号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは報告事項1番、令和5年度区立学校在籍者数等につきまして、学務課長からご説明を申し上げます。

**学務課長** それでは、私から報告事項の「令和5年度区立学校在籍者数等について」、ご説明させていただきます。まず1の「概要」(1)在籍児童・生徒数について。区立子供園の在園児数につきましては、3歳児クラスが102人、4歳児が131人、5歳児が155人、6園全体で388人となっております。

今年度から高円寺北子供園が3年保育に拡充されており、昨年度と比べ、全体で8名の増となっております。

学級数は(2)に記載のとおり、高円寺北子供園の3歳児1学級を加え18学級となっております。

次に小学校につきましては、通常学級の人数が2万2,106人、昨年度に比べまして254人の増で、学級数は747学級、昨年度に比べまして10学級の増となっております。

中学校では通常学級の人数が6,748人、昨年度に比べまして9人の減で、学級数は210学級、5学級の増となっております。

続いて特別支援学級でございますが、小学校215人、中学校は94人で、固定級の数は（2）の②に記載のとおりでございます。

最後に済美養護学校ですけれども、小学生が115人で25学級、中学生が51人で12学級となっております。

2の「児童・生徒数、学級数一覧」では、裏面を含めまして、子供園及び各学校の学年別児童・生徒数、学級数一覧を記載しております。

参考資料といたしまして、「児童・生徒数、学級数の推移について」と、「令和5年度新入学児童・生徒の指定校変更認定結果」をつけさせていただいております。

「児童・生徒数、学級数の推移について」におきましては、これまでの児童・生徒数等の推移を記載させていただいているものでございます。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

**教育長** 特別支援学級の子どもの数なのですが、小学校の子どもの数が右肩上がりでどんどん増えているのに対し、中学校はほとんどフラットなのですね。ということは、小学校を卒業した子たちというのはどのような進学をしている傾向にあるのか、その辺り何か分かりましたらお願いします。

**特別支援教育課長** この辺りの詳細なところは把握しきれございません。ただ、小学校が増えているところにつきましては、途中からの転学等ございまして、そういった事情が要因かなと考えております。

**教育長** 詳細は把握していないということなのですが、例えば中学校になると特別支援学級に行くことを生徒本人が、例えば好まないとか、保護者が好まないとか、あるいは小学校の時の指導によってある程度通常学級に適應できるようになっていくのか、その辺りというのが、つまり小学校が増えているなら中学校も増えるのは当然だろうと思うのですが、そうならない背景というか、例えば特定支援学校の方に転学するとか、いろいろなことがあると思うので、その辺りしっかり見極めていただければと思います。

**特別支援教育課長** ご指摘のとおり、しっかりと把握してまいりたいと思います。

**庶務課長** ほかにご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようでございます。報告1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番、済美養護学校中学部及び関連施設の移転等につきまして、特別支援教育課長からご説明を申し上げます。

**特別支援教育課長** 私からは「済美養護学校中学部及び関連施設の移転等について」ご報告いたします。

済美養護学校の児童・生徒数の増加に伴う環境整備として、近隣の済美教育センターを増築・改修し、同校中学部を移転することについて、近隣住民からの要望を踏まえた基本設計がまとまりました。また、併せて済美教育センターの仮移転及び（仮称）教育相談センターの移転に関する設計について報告させていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、済美養護学校の児童・生徒数が増加傾向にあること、また、教育相談機能を高める必要性が増してきていることへの一体的な対応策として、済美養護学校中学部を済美教育センター内に移転することとし、それに伴い済美教育センターを旧永福図書館跡地に仮移転、また、教育相談担当を機能拡充の上、現永福北保育園に移転することといたしました。

2番目の「済美養護学校中学部移転に向けた済美教育センターの増築・改修の基本設計について」でございますが、基本的な考え方といたしまして、1点目に済美養護学校中学部を移転するため、現在の済美教育センター施設を増築するとともに、1階部分を改修します。また、現在済美養護学校の小学部は115人、中学部は51人ですが、在籍者数は今後増加傾向が見込まれるため、移転後の中学部は80人程度まで対応できるよう環境整備を行います。

2点目といたしまして、前庭については生徒が軽度の運動をできるよう整備するとともに、近隣住民や保育園児等が開放的で安らげる場となるよう配慮いたします。また、敷地内の防災備蓄倉庫については機能性を失わないよう、同敷地内の増築棟に移設することといたします。

2点目の「計画概要」でございますが、済美養護学校中学部の環境整備に向けて、現在の済美教育センターの施設の北側と南側に増築棟を建設いたします。増築部分及び同センターを改修後の1階部分を済美養護学校中学部が使用することといたします。敷地面積等については記載のとおりでございます。この辺りは後ほど図面を見て、もう少し説明させ

ていただきたいと思います。

3番目に「済美養護学校中学部の配置計画・平面計画について」、教育環境の充実、自由通路等移設に対する周辺の影響への配慮、貴重木の保存、風致地区であること等考慮し、総合的な観点から現センターの建物を活用して、一部増築棟を建設する校舎配置・平面計画といたしました。

裏面に参りますが、「実施設計に向けて」でございますけれども、基本設計まとめの内容を尊重するとともに、学校関係者、保護者をはじめ、地域住民の要望を可能な限り実施設計に反映させてまいります。

2点目に地域の歴史性や豊かな自然環境、風致地区であることや、景観審議会での意見を踏まえ、周辺環境と調和した良好な学習環境の整備に努めてまいりたいと思います。

それでは、図面の別紙1をご覧ください。A3判の資料になりますけれども、カラー刷りの資料がございます。先ほど申し上げましたとおり、これが現済美教育センターの敷地でございますけれども、黄色の部分、2か所左右に増築棟を建設いたします。左側の増築棟を建設する関係で、橙色の自由通路、上下にわたって区民が24時間活用できる通路でございますが、少し左側の壁の方に移設する工事を始めます。併せてこの通路の上に現在備蓄倉庫、防災備蓄倉庫がございますが、この備蓄倉庫は増設棟右側の方の1階部分に移設する予定となっております。併せて前庭の整備を令和6年度に開始する予定となっております。

1枚おめくりください。現在の済美教育センターを改修、それから増築した時の教室の配置等の図面でございます。教室を13教室程度設ける予定と、あとは左側の下のところに調理室、ここに給食調理室を設けたいと思っております。また、図の真ん中辺りに職員室、校長室を配置する予定となっております。これが1階部分になります。

もう1枚おめくりください。続いて2階部分になりますけれども、左側の増築棟のところに特別教室を設ける予定でございます。ここに図工室とか音楽室等、今後検討の上、設置する予定となっております。また、現在の施設の2階部分、学校図書館となっている色づけの部分がございまして、ここの学校図書館につきましては、済美教育センターの教育図書コーナー、併せて済美養護学校中学部が使える図書室として併用した機能を持った施設にしてまいりたいと考えております。その



他の部分が済美教育センターの事務室スペースになります。

最後に右側の増築棟のところ、青色の部分ですが、小体育室兼センター会議室とございますけれども、ここについては済美養護学校のお子さんの体育室、もしくは職員の研修等で使える併用施設にしたいと考えております。なお、この部分につきましては近隣からの要望もございまして、夜間や土曜日などには地域の方も使っていただける会議室としての活用も考えているところでございます。

それではもとの資料の3番目にお戻りください。「済美教育センター移転先及び（仮称）教育相談センターの設計について」、まず「計画概要」でございます。現在の済美教育センターの機能について、旧永福図書館跡地施設を整備し、仮移転先といたします。また、教育相談担当の機能については、永福北保育園に移転し、新たに（仮称）教育センターとして機能の充実を図ってまいります。

お手数ですが、別紙2の図面の方をご覧ください。（仮称）教育相談センターの移転先の図面でございます。まずはこの図面のところに、来館者の駐車スペースを設けてございます。

もう1枚おめくりください。（仮称）教育相談センターの整備に当たりましては、現在の永福北保育園を改築工事し、1階を主に相談者との面談室や遊戯室といたします。2階に事務室と会議室を併せて整備することといたします。この建物はエレベーターがないため、来所する相談者は2階に上がることがないようなレイアウトとなっております。このため、入口部分にはホールを設け、そこに隣接して第2事務室を設けて、そちらで来所受付をいたします。なお、1階に整備する面接室は隣の面接室の音が漏れないよう、防音となるような工事の対策を講じてまいり予定でございます。

それでは図面をもう1枚おめくりください。こちらは済美教育センターの仮移転先となる旧永福図書館跡地でございます。まず、施設の外のところに駐車スペースを設置いたします。済美教育センターでは複数の公用車を保有していること、また、教育相談担当課は全区域内を対象として相談を行うため、相談者が車で来所することがございます。そういったことに対応するため、ここに共有で駐車できるスペースを設けているところでございます。

図面をもう1枚おめくりください。右上の図でございしますが、2階平

面図です。2階の斜線部分を執務室として、全職員が1つの部屋で執務することといたします。また理科の実験等の準備についてはその図の左側の中2階の理科室を使用し、教育図書機能は地下1階の談話室を活用する予定となっております。更に研修等の会場は現在の児童閲覧室を会議室として使用し、現在の事務室は研究室としてその他の打ち合わせなどを行う部屋として使用する予定でございます。

以上、簡単でございますが、私からの説明は終わります。

**庶務課長** 今の説明につきまして、何かご質問等があればお願いをいたします。

**伊井委員** いろいろご苦労があると思うのですがけれども、済美教育センターのお仕事というか役割と、それから済美養護の役割というか活動と、大変重要なところをこういう形で移転しながら使っていくということはすごく大変なのではないかなと思います。保護者の方とか地域の方からも幾つか要望が出ているようですけれども、ご説明とかそれから周知するというところに最大限のご配慮を頂いて、皆様の活動に支障のないように進めていただければいいなと願っております。よろしくお願いたします。

**特別支援教育課長** 今回は早め早めに済美養護学校PTAの方にも情報を提供してご意見いただいた形で進めてまいりました。また、町会の方にも早めに連携して協議し、説明会につきましても正式に2回ほど開催させていただくとともに、日常のご意見も頂きつつ、今回の基本設計をまとめてまいりました。今後も関係者への丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

**折井委員** 今の済美教育センターのところにある自由通路の場所が変わるということについてなのですけれども、こちらは中学校が移転してきた時も、やはり同じ24時間いつでも誰でも通れる形になるのでしょうか。

**済美教育センター所長** 同じように24時間通行できるように、また、今、少し暗いなどのお声もありますので、明るく外灯を設置するなどして、よりよいものにしていきたいと考えております。

**折井委員** ありがとうございます。通り抜けをしているところが、地域の方が活用してくださるのはとてもいいと思うのですが、一方でやはり子どもたちが朝から生活する、勉強する場になるということで、やはりちょっとセキュリティ面も気になるかなと思うのですね。無論、近隣の方

はとても安心、特に問題がないのですけれども、やはり悪意を持った方は、そういったセキュリティの穴をやはり突いてくるところがあって、とても怖いと思うのですね。ですので、少しその辺りを留意していただいて、設計後の運用のところになるかと思うのですけれども、十分配慮していただければと思います。

**特別支援教育課長** 今、おっしゃられたことはまさに大きな課題でございます。今後実施設計の中で、その安全面については万全を期してまいりたいと考えております。今後新たに外の方が敷地内に入れないようにするような工夫も検討しているところでございますので、しっかりと対応を進めてまいりたいと思います。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようでございます。報告事項2番についての質疑は終わります。

続きまして報告事項3番、西宮中学校・宮前図書館の改築計画の見直しにつきまして、学校整備課長からご報告申し上げます。

**学校整備課長** 「西宮中学校・宮前図書館の改築計画の見直しについて」でございます。西宮中学校及び宮前図書館につきましては、実行計画及び区立施設再編整備計画におきまして、中学校地内での複合化を視野に、令和4年度から検討を進めることとしたものでございます。令和4年度におきましては、8月から杉並区立西宮中学校・宮前図書館改築検討懇談会、こちらを設置いたしまして検討を行ってまいりました。令和4年度におきましては6回、そして5年度に1回ということで7回検討してまいりました。そして、この間の検討状況を踏まえまして、この現懇談会は一旦終了しまして、今後につきましては周辺の区立施設を含めた施設再編を考える懇談会を設置することを視野に検討を進めることとしたものでございます。

1番の「これまでの経過」は記載のとおりでございます。

2番の「検討状況等」でございますが、(2)懇談会での主な意見でございますが、一例申し上げますと、中学校のグラウンド、約4,400平米でございますが、現在でも運動会や部活動を行う広さとしては十分ではなく、改築に当たっては現在と同規模、またはそれ以上を確保してほしいなどのご意見が出されたところでございます。(3)については計画の支援業務において検討した中では、複合化した場合には、一部地下

化が必要ということでコスト増が発生することが判明したところでございます。

裏面をご覧いただきたいと存じます。3番の「今後の進め方」でございませぬけれども、こうした中で一旦懇談会は終了しまして、先ほどのとおり改めての検討を行うというところでございます。そして、これまでの検討の成果といたしまして、お手元の別紙の参考資料でございませぬが、これまでの懇談会のまとめという形で作成したところでございます。1ページ目は全体の概要など。中をお開きいただきまして、2ページは開催経過など。そして3ページについてはこれまでの複合化についての検討、主な意見などでございます。裏の4ページ目でございますけれども、これは検討の経過でございませぬが、パターン化した形での検討というのでも進めてまいりまして、左のパターン1というものは原案としてお示したものでございませぬが、検討の中では2番、3番、ほかの複合化の形も検討したところでございます。そして一番下の(5)今後の進め方についてでございますが、今申し上げたとおりになりますけれども、令和6年度、改めて宮前地区の懇談会というのを設置して、検討を進め、そしてまとまった段階で、令和7年度以降に改めて中学校改築検討懇談会を設置するところでございます。

そして最後になりますけれども、第7回でも出された主な意見でございますが、やはり改築時期が、改築するかしないかというのは、生徒や保護者にとって、進学においてなど大きな問題であるため、スケジュールを速やかに周知してほしいなどの意見が出されたところでございます。

資料に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございませぬが、こちらについては文教委員会での報告を予定しているところでございませぬ。この件については以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問ございませぬので、報告事項3番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして報告事項4番、神明中学校の改築に向けた取組につきまして、引き続き学校整備課長から報告を申し上げます。

**学校整備課長** 「神明中学校の改築に向けた取組について」でございませぬ。

神明中学校につきましては、区立施設再編整備計画に基づきまして、新校舎の設計を進めているところでございますけれども、令和4年度におきまして、神明中学校校舎改築検討懇談会を設置して検討を進めてきたところでございます。その検討状況を取りまとめ、取組を進めることとしたいというものでございます。

1番の「これまでの経過」でございますけれども、令和4年度5月から懇談会を設置しまして、延べ9回懇談会で検討してまいったところでございます。

2番の「『改築基本設計まとめ』について」でございますが、別添の横向きのカラー刷りの資料をご覧いただきたいと存じます。こちらが基本設計のまとめということで作成をしております。まず5ページをお開きいただきたいと存じます。航空写真が載っておりますけれども、ご案内のとおり神明中学校については北西側が神明天祖神社ということで、中学校の敷地については不整形な形となっております。この敷地内での検討を進めたところでございます。

続きまして9ページをご覧いただきたいと存じます。この敷地の中での設置形態の検討を進めたところでございますが、大きく2つ分けまして、I型とまたは現在と同じL型、このような形での校舎の設置を検討したという形の結果でございます。

続きまして、次の10ページをご覧いただきたいと存じます。このI型とL型の検討の中で、それぞれの項目におきまして比較をしまして、ややブルーになっているところについては懸念が示された事項ということで、比較検討したところでございます。例えばL型については、5番の「工事計画」におきまして、仮設体育館を利用しなければいけない。またプールが利用できないなどの懸念があったところでございます。

I型につきましては、例えば6の「仮設校舎環境」のところ、下から3行目になりますが、工事期間については右のL型より長い77か月かかるということで、一つ一つ検討してまいりまして、左側の懸念事項が多いということで、右側のL型を採用するということで検討したところでございます。

続きまして次の13ページをご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては検討の中でプールを設置するかどうかということを検討してきたところでございます。左側から自校プール整備、そのほか他校活用

などを検討したところでございます。

続きまして、次の14ページをご覧くださいと存じます。結果としましては、一番下の「区の見解」になりますけれども、プールを設置しない場合については移動時間がかかるということ、そのほか施設の利用制限が多いなどデメリットが多いということで、この改築においてはプールを整備するというところで検討したところでございます。

続きまして20ページをご覧くださいと存じます。こちらは完成した場合の外観イメージでございます。

それでは、元の資料にお戻りいただきたいと存じます。元の資料の裏面でございますけれども、こちらの3番「実施設計に向けて」、そのうちの(3)をご覧くださいと存じます。こちらの校舎改築につきましては、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を踏まえまして、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるということで、建物のZEB化、そして太陽光パネルの設置などの取組を進めるということで検討してまいります。

4番の「今後のスケジュール」でございますけれども、こちらについては1行目のとおり、文教委員会への報告、そして令和5年度実施設計、そして以下令和7年度着工、令和9年度の竣工を目指して進めるところでございます。

説明は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの報告内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

**伊井委員** 砂じんの問題は結構大変なようなので、こちらの資料にもご配慮いただけると書いてありますけれども、是非入念なご検討をお願いできればと思います。生徒さんたちにとってもそうだと思いますし、それから近隣に住んでいらっしゃる方々にとっては日々のことですのでご配慮をお願いしたいというのと、それから、すみません、図面を見ていて分からなかったのですけれども、エレベーターはついていますか。

**学校整備課長** エレベーターはつけます。

**伊井委員** そうですか。特別支援のお子さんとか体に障害のある方がいらしても対応できるということで考えてよろしいでしょうか。

あと、校庭の方に仮設を建てて工事に入りますが、本当に先ほどもおっしゃったように、不整形のところに工事をされるのと、あと住

宅が隣接しているところもありまして、いろいろ大変な部分があるかと思えますけれども、生徒たちにとっても、それから地域の方々にとっても、よりよい地域のランドマークになるようお願いできたらなと思っております。

1点最後にプールなのですけれども、今と同じ位置に建てられる感じだと思っておりますが、今と同じような高さというか、1階にある感じなのでしょうか。

**学校整備課長** 若干半地下というか高さとしては今よりも高くなるかなとは思いますが。

**伊井委員** 半地下で今の高さよりも高い位置ですか。

**学校整備課長** はい、体育館の上にプールを作りますので、体育館の高さプラスプールと。

**伊井委員** 分かりました。プールの水とか、そういったこともSDGsとかいろいろな環境に配慮したことになりますと、今後建つのにそれなりの時間もかかってしまいますので、その間に情報を集めていただいて、環境にも配慮した建物になるといいなと願っております。よろしく願いいたします。

**学校整備課長** まず校庭の砂じんの件でございますけれども、やはり学校に近いお宅については、そういった砂じんの影響があると認識してございますので、できるだけ飛びにくい砂というか、砂の質を工夫しまして、近隣の皆様にご迷惑をかけないように工夫をしてみたいと考えております。

また仮設校舎につきましても、今、敷地自体が狭いということもございまして、近隣の皆様への配慮をした上で設置してみたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようでございます。報告事項4番につきましての質疑を終わります。

続きまして報告事項5番、5類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営につきまして、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** 私からは「5類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営について」、ご報告いたします。

杉並区教育委員会では3月下旬に文部科学省から示されましたマスク

着用の考え方等を受けまして、3月31日をもって「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を終了し、4月1日から各学校において基本的な感染症対策をしつつ、コロナ禍で得た知見を基に教育活動を展開してまいりました。

5月8日から新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが5類に引き下げられることに伴いまして、杉並区立学校の感染症対策と学校運営について、新たな考え方を示しましたのでご報告いたします。

4月1日からの変更点としましては、2「学校における基本的な感染症対策について」の(3)場面に応じたマスクの着用において、それまではマスクの着用ができるようにふだんからマスクを携行するとしていましたが、「必要に応じて個人の判断でマスクを着用する」といたしました。

また、4「新型コロナウイルス感染症により登校できない児童・生徒等の出席等の取扱い」につきましては、児童・生徒の感染が判明した場合、濃厚接触者等の取扱い、感染不安を理由に登校しない場合の取扱いというように、3つの分類に応じた扱いを示しました。

更に5「臨時休業の判断について」、基準を記載するとともに、7「その他」において、児童・生徒が感染した場合、登校再開時に必要に応じて登校届を使用することも可能とするいたしました。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。

**久保田委員** 3月来、ここに至るまでの様々な対応について、改めて感謝申し上げます。今回連休が明けてほぼ2週間経とうとするところですが、実際アフターコロナ禍において、各学校の様子といたしますか、例えば連休明け、欠席者は別に変わらないのか、増えたのかどうか。そういったところについて教えていただければと思います。

**学務課長** 欠席者につきましては、特段マスクを外したということで増えてくるといったことはございません。インフルエンザの方での学級閉鎖などが時々発生したりということはございますけれども、コロナに関しては今のところ特に変化は見られていない状況でございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**對馬委員** うちの前が通学路になっていまして子どもたちがいつも通る



のですけれども、最近やはり見ていると、みんなマスクを外して元気に登下校している明るい姿を見ることができてとてもうれしく思います。学校の中で、先生方は授業で大きな声を出したりしなければいけないシーンが多いと思うのですが、かなり元に戻れているというか、着用されていない方が多くなっているのでしょうか。

**統括指導主事（加藤）** 教職員も大分外している者が増えてきています。校長の方からもやはり大人がまず外してということは教職員にも伝えられているところではありますが、それぞれの個人の意思を尊重してということですので、どの学校も全員外しているという、そういった状況ではございません。

**庶務課長** その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではほかに質問がないようでございますので、報告事項5番につきましては以上でございます。

続きまして報告事項6番、令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告につきまして、引き続き済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** 私から引き続き、「令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」、ご報告いたします。

初めに1の「いじめについて」でございます。令和4年度の主な特徴としましては、表の下の方に記載しておりますように、小学校の特徴としましては、認知件数は多いですが、指導によって比較的短期間で解消に向かう案件が多いです。

一方、中学校の特徴としまして、認知件数自体は少ないのですが、長期間にわたって継続した指導を要する案件が多い傾向が見られます。

全体としまして、いじめの認知件数は増えています。こちらは軽微に思われる事案であっても、本人や周囲の訴えを受け止めて、適切な対応を行ったことが要因の1つと考えられます。また、いじめの指導については、それぞれの学校でいじめ対策委員会を逐次設けて、組織的な対応を行っている、そうした学校が見られております。

「今後の主な対応」としましては、学校においてはこれまでも行っておりますが、年3回以上の校内研修やOJT等を通じて、いじめの対応を確認するとともに、児童・生徒が主体的に取り組む活動や多様性を認め合う取組を進めてまいります。

教育委員会ではいじめの解消に向けて、各校で組織的な指導が行えるよう、警察等と連携しながら研修の内容を充実させてまいります。また、ホームページ、学校便り、そういったものを活用して、各学校の学校いじめ防止基本方針に基づく取組について、保護者への周知を促してまいります。

続きまして裏面、2「不登校について」ご報告いたします。こちらも表の下、「主な特徴」としましては、不登校児童・生徒の割合、小中学校ともに増加しました。不登校は様々な要因・背景の結果として起きた状態であることと、問題行動ではないため周囲の大人が寄り添って、共感する姿勢を持つことが重要である。そうした考えが浸透して、それぞれの学校で登校を強要しなくなってきたことも要因として考えられます。

併せまして、不登校児童・生徒数とは別に、新型コロナウイルス感染回避のため、30日以上登校しなかった児童・生徒数は小学校で28、中学校で6、こうした数字が出ています。令和3年度と比較して令和4年度は減少しました。

「今後の主な対応」としましては、学校は不登校を一部の児童・生徒に特別に起こり得るものとして捉えるのではなく、様々な要因や背景によってどの児童・生徒にも起こり得るものとして考えて対処してまいります。更に児童・生徒一人ひとりが安心して学べる場所となるように、安心して相談できる体制づくり、校内環境づくりを進めて、教育相談体制の充実を図ってまいります。

一方、教育委員会としまして、学校の組織対応力の向上に向けた教育相談コーディネーター指名校の拡充、そして済美教育センター内の不登校相談支援チームによる助言、校内別室指導への支援に取り組んでまいります。加えて、不登校特例校設置を見据えた児童・生徒の多様な学びの選択肢の整備、不登校児童・生徒の学びや関わりの機会として、活用が想定できます東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業への参加を推進してまいります。私からは以上です。

**庶務課長** 今の報告につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

**久保田委員** ご報告ありがとうございました。また、これまでの各学校、そして関係機関、関係者の皆様の取組に対して改めて感謝を申し上げます。

今回改めて数字の変化等を見まして、いじめについてはコロナ禍に入った段階で、関わり制限という中で数字的にはちょっと低下し、また、ここで増加の傾向になっているということもよく分かりました。

そしてまた、不登校についてももうコロナ禍の状況からもそうなのですが、現時点でもずっと増加しているということがはっきりしており、これはもう全国的にも文科省が発表しているとおりののですが、やはりいじめにしても不登校の問題にしても、これからの対応・取組がいろいろ大事になってくる時期をまた迎えているのだなと思っております。

特に不登校については、やはり児童・生徒の置かれている状況というのが様々ありますので、やはりその児童・生徒の心に寄り添った対応等が求められているところで、これまで以上に各学校での対応、校内体制の充実、そして、また済美教育センターや関係機関、関係者の皆様の連携というところが大事になってくるかなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

1点質問あります。資料の最後の方に、今の発言にもあったのですが、「不登校特例校設置を見据えた」という、この辺の見通しは現時点で分かる範囲で教えていただければと思います。

**統括指導主事（加藤）** 私の方からはいじめの方の今年度の取組のお話をさせていただきます。年度が替わってそれぞれの学校、新しく異動してきた教員もございます。そうした中で教育委員会としましては、校長会、副校長会、そして先日開催しました生活指導主任会で、それぞれ各学校の学校いじめ基本方針をきちんと年度の早い段階で、全教職員に周知して、その内容に基づいて、徹底していじめ防止、そしてもし起きた場合の早期発見、適切な対処を進められるようにということで、単発でということではなく、学校に浸透できるよう現在取組を進めているところで

**教育相談担当課長** 不登校について、学校の教育相談体制の評価ですが、昨年度から教育相談コーディネーターという役割を位置付けるということを目指して、パイロット校の取組を進めましたが、今年度はより進めるために、各校の教育相談担当の連絡会を年3回設けまして、より学校とともに子どもたちにどう寄り添っていくかということを考えていきたいと、そのような取組を企画しております。

また、不登校特例校設置の部分ですが、まず不登校特例校は、いわゆ

る特別の教育課程を組むことができる、いわゆる不登校の児童・生徒を対象にした学校ですので、より個に応じた指導を展開することができると考えておりますので、こういった不登校が増えている状況ですので、早期の設置を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**對馬委員** 今のに関連して、不登校と一口で言うと多分いろいろなパターンがあると思うので、全く社会と関わるのが難しいお子さんもいらっしゃるれば、ほかのコミュニティスクールみたいな、そこには通えるとか、それから学校の教室にはなかなか行かれないけれども、オンラインだったら勉強は頑張れるとか、いろいろな子がいると思うのです。そうなった時に、やっぱり不登校特例校はすごく大事なことになるのかなど。そうするとこの不登校の中のパターンが分けられるといいますか、もっといろいろ細かいことができると思うので、是非この設置は進めていただきたいと思います。

**教育相談担当課長** ありがとうございます。しっかり進めてまいりたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それではほかにご意見がないようでございますので、報告事項6番につきましての質疑を終わります。

続きまして報告事項7番、令和4年度杉並区「教育調査」の結果につきまして、引き続き済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事（保土澤）** 私の方から、「令和4年度杉並区『教育調査』について」、お伝えいたします。

まず調査の対象ですが、区立学校の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒、教員、保育者、保護者を対象として実施しております。実施期間といたしましては令和4年11月から令和5年2月までの期間に実施をしております。

「調査結果の概要」をご覧ください。全体の結果といたしまして、コロナ禍における教育活動の制限の影響が見られた昨年度とは異なり、令和2年度の調査結果に類似した結果となっていることが特徴的であるとと考えております。各学校、園における教育活動は基本的な感染症対策を講じながら、アフターコロナの段階に入ったものと捉えております。

続いて裏面をご覧ください。計画目標に即して4点から分析を行いました。まず義務教育9年間を通した小中一貫教育としては、日常的な授業の中で、小学校で学んだことが中学校ではどのように生かされるのか。そのつながりについて教員が児童・生徒に説明することや、小・中の教員がお互いの授業を見合うことで情報共有をしていることなどを保護者に対して丁寧に周知し、保護者の肯定率も高めてまいります。

次に学習指導に関する内容につきましては、児童・生徒の意見を基に授業計画を立てたり、タブレット端末や学習図書等を活用して、児童・生徒が学び方を選ぶ学習に取り組んだりした成果が出てきているものと考えております。今年度からは教員個々の学びのニーズにも応えていくために、国主催の研修について一斉一律の集合型の研修を可能な限り減らし、学校や教員の課題や要望に応じた学びの機会も設定してまいります。

家庭・地域・学校の協働については多くの強みが表れている項目である一方で、さらなる取組の充実が必要であると考えております。学校支援本部によるサポートを生かして、児童・生徒の授業はもとより、地域の様々な活動に児童・生徒が参加したり、何らかの形で関わっていく機会を充実させてまいりたいと考えております。

次に、学校教育環境の整備・拡充についてはICTを使った学びづくりの段階から、より効果的な活用を図る段階に入ってきているものと認識しております。これまでも指導主事や済美教育センターの職員によるICT活用研修等を通じて、教員個々の実態に応じたICT活用を支援してまいりました。今後こうしたサポートに取り組みながら、1人1台タブレット端末を生かし、より効果的なICT活用を推進してまいります。

最後に令和5年度より教育調査の実施方法を変更してまいります。教育調査の対象を教員と保護者、保育者とし、児童・生徒は対象外といたします。児童・生徒につきましては区の意識実態調査において、年間3回程度文部科学省が開発したシステムを活用しながら、引き続きアンケート調査を行い、児童・生徒の振り返りに生かしたり、調査結果を教育委員会での支援に生かしたりしてまいります。私からは以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明報告につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

**伊井委員** 調査結果の概要のところ、一番下の「ICT機器を効果的に活

用した学習活動が行われているか」というところで、児童・生徒のところの数字と、それから、先生方のところの数字が高いのはとてもうれしく思います。これだけ子どもたち自身が、児童・生徒の皆さんが、こういうふうに分たちはやっているということを実感し、また先生方も最初のうちは不得意な部分がある方もいらしたと思いますが、いろいろな済美教育センターの方で企画してくださっている研修であったり取組であったりが、学校の方にも、それぞれ先生方の方にも浸透して、このような数字になっているのだなと思って、とてもうれしく感じました。実際にコロナ禍は私なんかもなかなか学校の方に伺えていないのが実態でしたけれども、いろいろな研究発表も少しずつ開催されるようになって、去年は少し児童・生徒の方々の様子を拝見する場がありましたけれども、本当に大人も顔負けなぐらい自由に使いこなしている姿を拝見して、とても前向きな気持ちになることができましたし、子どもたちにとっても学びの中に欠かせないものになり、また、自由に生かせるものになっているのだなということを実感いたしました。本当にこれまでのご指導へのご尽力に、心から感謝するところです。

更に今後は子どもたちが未来に向けてICTを使いこなしていくことが、人間としての一生の中でどういう位置付けになっていくのか、どうやって生かしていくのかという辺りも併せてお考えいただくと、次のステップのところになるのかなと思います。本当に皆様のご尽力に心から感謝し、この数字をうれしく思います。

今度児童・生徒の方々には調査をしないということですが、次の別の形でとおっしゃっていたので、その辺りもまた来年拝見できるとうれしいなと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**統括指導主事（保土澤）** ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおり、子どもたちがICTを活用する学びの楽しさから、その楽しさを基にどんなふうを活用していくと自分の学びにより生かせるのか、また成長につながってくるのか、そういった視点にも気付いていけるような活用、推進を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度から子どもたちの意識実態調査のところで、年間複数回調査を行いますので、一過性のもではなく、これまでの教育調査よりも子どもたちがそれぞれの時期に答えた結果であったり、そういったものも生かせるようなことを考えておりますので、引き続きまたその結果

もこちらで報告してまいりたいと思います。

**済美教育センター所長** ICT活用が進んできたということで、私どももうれしく思っているところです。一方、保護者の肯定率というところは依然課題が残るところかなと思います。学校公開等でも、学校も周知してまいりますけれども、教育委員会でもこれまでホームページで各学校の取組は発信してきましたけれども、その一層の充実に努め、こちらの方についても周知を図っていくことで、肯定率が上がっていくように取組を工夫してまいりたいと思います。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。

**教育長** 来年度から形を変えていくということで、いわゆる一発勝負ではなく、何回かに分けてというお話でありましたので、すごくいいことだと思います。

実は回収率なのですけれども、以前の紙ベースからネットにしたことによって回収率が下がっているのですね。保護者は3分の2しか出していないという計算ですよ、これでいうと。回収率を上げる手だてというのは何かお考えなのかということと、それから教員の回収率が8割切っている。つまり5人のうち1人が出していないということになるのですけれども、この辺りどうお考えなのか。お願いします。

**統括指導主事（保土澤）** 今ご指摘いただきましたとおり、回収率につきましては児童・生徒の回収率は向上しております。これはタブレット端末を使っている成果かなと考えますけれども、保育者、それから教員については10%程度回収率が低下し、そして保護者については昨年度70%の回収率があったものが64.6%と低下しております。こちらについてはやはり丁寧に複数回周知するのはもちろんなのですけれども、教育調査がある、この教育調査がどのように生かされているのか。活用されていくのか、その辺りも特に保護者に対しては丁寧に伝えていく必要があると考えております。以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。それではないようでございます。報告事項7番につきましての質疑を終わります。

続きまして報告事項8番と9番でございますが、関連しておりますので、「区立小学校校庭でラインマーカーとして使用したと思われる釘により児童が負傷した事故について」、及び「杉並区立学校の校庭調査等について」、一括してご報告を申し上げます。済美教育センター所長及

び学校整備課長から順次ご報告を申し上げます。

**済美教育センター所長** 私からは「区立小学校校庭でラインマーカーとして使用されたと思われる釘により児童が負傷した事故について」、ご報告申し上げます。

令和5年4月13日、区内小学校において、校庭にラインマーカーとして打ち込んだと思われる釘によって、児童が10数針を縫うけがを負う事故が発生いたしました。本事故の経緯と学校及び教育委員会の対応をご報告いたします。

まず1番「発生」です。令和5年4月13日、体育の授業中に、校庭で鬼遊びをしていた児童が転倒し、左膝に裂傷を負いました。その後当該児童は救急車で病院に搬送され、十数針の縫合措置を受けました。

2番「原因」です。運動会の整列や表現活動の隊形移動等の目印として、これまで校庭に打ち込んだ釘を使用後に除去することなく、残留したままにしていた状況がありました。今回何らかの原因で釘が地面の表層に出てきた箇所に、当該児童が転倒して、左膝を滑るように接したことでこの事故となりました。

3番「学校の対応」です。事故当日から教職員による点検を繰り返す行うとともに、4月22日及び30日に事業者によって、金属探知機を用いた点検・除去作業を行っております。これらの作業により5月12日までに合計544本の釘、及びかぎ型のマーカーを発見し、除去しております。また、学校において、4月22日に臨時保護者会を集合及びオンラインの両方で参加できるような形で開催し、事故の経緯を校長から説明し、今後の対応についても学校から説明をし、質疑応答を行ったところでございます。

4番「教育委員会の対応」です。この学校での事故の報告を受けまして、4月19日に全区立学校・子供園に校庭を中心とした緊急安全点検の実施、及び発見した釘等の除去を依頼しました。また、5月10日には全区立学校に「令和5年度杉並区立学校における体育的行事での安全管理の徹底について」を通知いたしております。また、5月12日に全区立学校・子供園に、運動会、体育大会がこれから行われる時期でもありますので、その学校行事に向けて再点検するよう通知をしております。また、併せてこの事故の経緯について保護者宛てにメール配信するとともに、区のホームページで各学校・子供園の緊急安全点検の結果を公表したと



ころでございます。区立学校等におきましては専門業者による金属探知機を用いた安全点検を再度実施することとしております。私からは以上です。

**学校整備課長** 続きまして、私からは別の資料でございますが、「杉並区立学校の校庭調査等について」、ご説明申し上げます。

今の説明を受けまして、1番の「概要」でございますけれども、荻窪小学校校庭での釘による事故の発生及びほかの学校での点検結果を踏まえまして、区立学校の校庭の安全確保を図るため、緊急対策といたしまして、委託業者、専門業者による校庭調査及び釘などが発見された場合の除去作業を行うとするものでございます。

2番の「実施対象校」でございますけれども、小中学校60校、済美養護学校、そして旧杉四小、旧若杉小を対象として63校としてございます。

3番の「調査等を実施する学校の優先順位」でございますけれども、原則としまして、これまでの学校での点検結果におきまして、釘などの発見本数が多い学校を優先しまして、調査及び釘等の除去を実施するものでございます。また、運動会などの行事の予定を踏まえまして、各学校と日程調整を行ってまいります。

4番の「実施内容」でございますが、(1)実施機関でございますが、令和5年5月17日、今日から6月22日木曜日までをめどとして行います。なお、米印のところですが雨天延期も考慮しまして、7月15日まで委託期間とするものでございます。

(2)の作業日数でございますけれども、1校あたりにかかる日数は原則1日間でございます。そして1日あたり2校の実施となっております。今日からの開始でございますが、今日は荻窪小学校と高井戸第三小学校で実施をしております。

次の(3)の委託作業内容でございますが、アのとおりですが、1つは、埋没している釘等の調査でございます。校庭に危険な釘等の金属物、埋没がないか、金属探知機を使用しまして調査を行います。

次にイでございますが、釘等が発見された場合の除去、整地でございますが、アの結果、釘等が発見された場合には、その場で除去をしまして、除去後の校庭の整地を行います。除去した釘等については処分せずに区へ提出することとしてございます。

裏面でございますけれども、「今後のスケジュール」でございますが、

5月16日に業者との契約、そして今日から実施、そして6月9日文教委の報告、そして22日の完了を目指しているところでございます。説明は以上でございます。

**庶務課長** 以上の説明、報告につきまして、何かご質問ありましたらお願いをいたします。

**教育長** 教育長としてこの件が発生しましたことをおわび申し上げます。本来安全であるべき学校の、特に校庭においてこのような事故が発生したこと、釘が埋まっていたという、これはとんでもない事態が発生したと思っております。今、報告がありましたけれども、今後二度とこのようなことがないよう、また、当該の荻窪小学校をはじめ、釘があった学校を含め、全ての学校について徹底的に金属探知機を用いて検査し、そして区民の方に安全と安心を届けなければならないと強く思っているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

**折井委員** 教育長からもお言葉がありましたけれども、本当にこれは決してあってはならないことが発生したと考えます。極めて不適切な校庭の管理状況は、恐らくこの本数から推測するに長期間にわたって続いていたこと、本当に弁解の余地がないと思います。例えば何か遊具を不適切な、いけないよと言われたやり方で使って、それで結果けがをするみたいなことが子どもはありますけれども、そういうことでは全くなく、普通の遊びをしていて、十数針というかなりな出血があって、これは子どもにとって大きなショックと、親御さんも本当に心配され、心を痛めたことと思います。けがをしたお子さんに対して、必要であれば、済美教育センターの方でも心のケアですとか、また、ほかのお子さんも、お友だちが大けが、流血したと思いますので、それでびっくりして校庭で遊ぶことをためらうとか、表面上見えなくても、心の内にそういった気持が残る可能性がございますので、是非しっかりと万全の体制を、出来る限りことを是非していただきたいと思っております。以上です。

**済美教育センター所長** 今、折井委員からもおっしゃっていただいたとおり、本件本当に重く受け止めて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

**久保田委員** 本来、安全安心であるべき学校において、このような事故が起きたということは、本当に残念なことだと思われました。二度とあってはならないと改めて思った次第です。荻窪小の校長が人災であると何度

も述べていましたが、実際に振り返ってみて、この間の例えば当該校における対応の問題とか、あるいは教育委員会としての対応の問題とか、具体的に教訓化していく必要があると思うのですね。その辺について今日分かる範囲で教えていただければということが1点です。

それからもう一つは、今回のプレス発表で見た写真を見る限り、さびた釘ということなので、少なくともこのコロナ禍3年、運動会が通常どおり行われてない中で、比較的新しいものではなくて、それ以前に打ち込まれたものがほとんどであると予測できるのですが、翻ってみると、私も学校現場にいた時から思っていたのですが、やはり学校によって教員の気質というか、あるいは風土、文化というか、いろいろ違いがあって、やはり平気で釘を打ち込むところがあったのを知っています。ということは、その辺がプレス発表でもなされている、学校ごとの本数の差ということにも一つ表れているのかなという気がしているのです。

そんな中で例えば旧職員の人たちに対する聞き取りとか、あるいは声等は実際現時点で上がってきているのか、あるいは考えているのかどうかということの一つ教えていただければと思っています。以上です。

**済美教育センター所長** 学校での反省点としましては、やはりこれまでの点検が不十分であったことが一つ挙げられます。また、打ち込んだものをきちんと抜くこと、本数管理をすること、そもそも釘ではなく体育用品のペグ等をきちんと活用すべきであったところ、その徹底が不足していたところは学校、それから学校を指導する者として、私ども済美教育センターの意識としても不足していた。そこは再徹底していかなければいけないところと考えております。

また、私ども済美教育センターとしましては、学校からこのけがの情報が入ったところで、その情報の共有の仕方、そこから連携して動いていくというところで、十分でなかった点があると反省をしているところです。そちらについても報告の書式を変えるですとか、それからもう一度職員全体できちんと共通理解を図って、意識を再度徹底していくということで、改善を図っていくべきことと考えております。

旧職員等への聞き取りということは、正式にまだ行っているわけではありませんが、分かる範囲で確認をしているところですが、なかなかきちんとした情報は得られてないところが現在の状況でございます。

**事務局次長** 今、久保田委員からも冒頭今回の件について、どういう教訓

になるのかという点について、所長から区長部局との情報共有が非常に遅かったという説明をさせていただきました。これはもう全くそのとおりで、私ども大きく反省をしているところです。また、明日午前9時から臨時校長会を開きまして、改めてこの件に関する危機意識の徹底と、それから今後、今日から始めておりますこの緊急点検についての具体的な説明、それから今も話がありました書式の変更についての共有の仕方などについて説明を行う予定でございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**對馬委員** 皆さんがおっしゃっているように、やはりこれはきちっと管理していれば起きなかったはずのことだったと思います。非常にそこは残念に思いますが、この当該のお子さんだけではなくて、やっぱりほかの保護者の方なども、安全安心であるべき学校でこういうことがあると、ちょっと学校への不信感などにもつながりかねないと思うのですが、保護者会をして、説明をして質疑応答を行ったということですが、例えばどういう心配の声があったのかなど、教えていただける範囲で構わないのですが、教えていただけますか。

**済美教育センター所長** 学校での4月22日の臨時保護者会ですけれども、およそ50名の方の集合またはオンラインでのご参加がありました。その中で幾つものお声を頂いたところですが、やはり学校の点検の在り方についてご質問を頂いたりですとか、それから事故が発生してからの学校の対応の仕方について、果たしてそれでよかったのかというようなことなど、いろいろな方面からお声を頂いたところです。

**伊井委員** 皆さんが多くのお意見を言うてくださったのですけれども、ちょうど運動会の時期に当たっていますので、実施するに当たりまして、今までやっていた形をどのようにするかというあたりも、一緒に考えていただいていたらいいなかなと思います。情報も共有していただいで、どんなふうに運動会を開催していくのかという辺りもお考えいただいたらいいなかなと思います。よろしく願いいたします。

**済美教育センター所長** ありがとうございます。まさに今週末から早いところでは学校で運動会も始まります。改めて通知もしたところではありますけれども、まず基本的にはラインマーカーとして釘状のマーカーは絶対に使用しないことは徹底しております。重ねて、学校もこれまで数度にわたって点検を、目視による点検が中心にはなりますが、してお

りますが、いろいろな学校と話をする中でも再度、もう一回今日もやってみようと思うということで、とにかく今繰り返し行っているところです。教育委員会の点検と併せて、更に安全な環境を確保していきたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**折井委員** そもそも論で、ちょっとお伺いしたいのですが、こういった学校内の事故ですとかけがですとか、それは子どもでも教員の方でもですけれども、何かこれは重大なものが起きたといった時の連絡のルートというのでしょうか、その連絡の体制というのはそもそもどうなっていたか。そして今回どうであったかというところを教えてくださいませんか。

**済美教育センター所長** まず、そもそもの流れをご説明させていただきます。こちらについては4月の校長会、副校長会で学校と共有している内容になります。事故が発生した時には、事故の内容によって2通りの方法がございます。まずアレルギーによる事故が疑われる場合には学務課へ連絡をすることとなっております。今回のようなアレルギーによる事故が疑われる場合以外のものについては、まず済美教育センターの方とにかく一報を入れていただくことになっております。そして今回のようなアレルギーによる事故が疑われる場合以外のものにつきましては、済美教育センターとそれから庶務課へ速やかに事故発生についての詳細の内容を報告いただくような内容になっております。今回の場合もそのように学校から報告を受けております。

また、教育委員会でもその報告内容を受けまして、交通事故の場合と生命に関わるような重大な内容については、区役所内にあります危機管理室へも情報を共有することとなっております。

今回はその点で、私どもの認識が甘く、危機管理室の方への情報共有をしなかったというところが大きな反省点でございます。

**折井委員** それに関連して、危機管理室には連絡をしなかったということで、要は報道にすっぱ抜かれた的な感じになったのでしょうか。普段から、とても細やかにいろいろな出来事について、電話であったり、メールであったり、内容によって様々なのですけれども、情報提供をしていただけるのですが、今回は私は初めて報道で最初に見たのですね。それと前後して、庶務課の担当の方から連絡を頂いたのですよね。こちらか

ら発表するという状況だったのか、どこかの新聞社なり何なりに発見されてしまうという状況だったのか、今回はどちらだったのでしょうか。あるいは、わざわざ広めることもないという考え方もあったとは思いますが、何らかの理由で区のホームページ等に発表した結果が報道につながったのでしょうか。これはどういった経緯で報道が出たのか。実はそこがちょっと不信感を親御さんが持ったところというのを聞いたので、隠していたのではないのみたいなことを。私は区のホームページを見てないので、よく分かっていないのですが、その辺り、報道に出たところの経緯を教えてくださいませんか。

**済美教育センター所長** この事故が発生して以来、その学校で起きたことということで、その学校の保護者に情報提供をしたり、臨時保護者会を行ったりということで、伝えるべきところには伝えてきたつもりではありました。ただ、今回につきましては、学校の方に取材が入り、その翌日には報道されたのですが、私どもとしても今取材がありましたという連絡を受けたところで初めて、その状況を知ったというような状況でございました。

**折井委員** 本当に時代が変わってきていて、例えば私も自分の大学の方でもマスコミへの公表ですとか、本当に対応が難しいと、とても思うのですが、けれども、極めて重大な、例えば意識不明になったとか、そういったことでなかったとしても、ある程度公表というのでしょうか、周知の仕方というのでしょうか、そういったことを考え直す時期に来ているのかなと思います。以前であれば、学校内の事故ということで丁寧に対応していくということで、事態は收拾されることだったかもしれないのですが、もしかするとこの情報化の中で、やはりそのやり方はもう取れないのかもしれないなという感想を、今お話を伺って思いました。今回も学校内で、もしくは教育委員会の方では対応をしていたのだということはよく分かったのですが、やはり今後、もうこういったことは絶対あってはならないのですが、やはり少し情報の出し方を工夫する必要があるのかなと、ごめんなさい、感想なのですけれども思いました。ありがとうございます。

**教育長** 今、皆様方からいろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。今、折井委員からも最後お話ありましたけれども、もちろん学校の校庭から釘が出るという、これはとんでもない話であって、更に今

回このような形になっているのは、そういう安心安全に関する問題とともに、我々の情報の伝え方の遅さということが相まって、このような問題になったと、これは深く反省すべき点と認識しているところです。今、折井委員の方から世の中も変わってきて、非常に情報が回るのが速い時代になって、我々は決して隠ぺいするとか、そういうつもりは全くなく、その学校の体制を整えていくことを重点に行ってきたところであったのですが、結果としてマスコミ報道が先に出るといって、いわゆる非常に区民の方に不安を感じさせる、そういう出来事になったと思っております。

冒頭おわびは申し上げましたが、改めてやはりこういったことが二度とないよう、我々も連絡体制等も含めて再確認をし、今後当たってまいりたいなと思います。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項8番及び9番につきましての質疑を終わります。

以上で報告事項の聴取は終了いたします。

**教育長** それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここから非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催予定につきましては、議会の関係で日程を変更させていただきます。5月29日月曜日午前9時から、定例会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、申し訳ございませんが、ここで次の議案審議の内容で確認内容が生じたので、大変申し訳ございませんがここで暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**教育長** それでは、5分程度暫時休憩をさせていただきます。

(暫時休憩)

**教育長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第46号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。

区では、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、「杉並

区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定いたしまして、パートナーシップ制度を導入したところでございます。

また、東京都におきましても、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部を改正して、同様にパートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、「職員の給与等に関する条例」等の一部を改正して、職員の給与、勤務時間等に対し配偶者を対象とする制度について、新たにパートナーシップ関係の相手方を対象に加えること等とされたところでございます。

これらのことに伴いまして、扶養手当の対象となる扶養親族の範囲を改める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する9件の条例の改正を条建てで行うこととしておりまして、第6条から第9条までの規定、並びに附則第3項及び第4項の規定で、教育に関する条例を改正するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。議案をおめくりいただきまして、「新旧対照表」というのがございますので、その第1ページをご覧くださいいただければと存じます。よろしいでしょうか。

第6条の改正という表記が書いてございますが、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。新旧対照表の中の11条に「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」の規定におきまして、次の2ページに記載のとおり、職員が養育する子の対象に、パートナーシップ関係にある相手方の子を加えるものでございます。

次に、同じく「新旧対照表」の4ページの最終行のところですね。第18条の「介護休暇」の規定におきまして、職員が介護するために勤務しないことが相当である要介護者に、パートナーシップ関係の相手方及びその父母を加えるものでございます。

次に、「新旧対照表」の5ページでございますが、第7条による改正というのがございます。「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございまして、扶養手当の対象となる扶養親族にパートナーシップ関係の相手方を加えるものでございます。

次に6ページでございます。第8条による改正は、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するもので



ございます。

第11条の「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」の規定におきまして、幼稚園教育職員と同様に、職員が養育する子の対象に、パートナーシップ関係にある相手方の子を加えるものでございます。

次に7ページの下から5行目ぐらいに、第11条第2項の「介護休暇」の準用規定がございまして、都費職員と同様に、職員が介護するために勤務しないことが相当である要介護者にパートナーシップ関係の相手方等を加えるものでございます。

次に、「新旧対照表」の9ページをご覧ください。第9条による改正がございまして、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございます。

第14条は「扶養手当」の対象となる扶養親族に、第17条は「住居手当」の対象となる職員の要件に、第19条は「単身赴任手当」の対象となる職員の要件に、それぞれパートナーシップ関係の相手方を加えるというものでございます。

最後に「附則」でございしますが、議案を表紙から2枚おめくりいただいて、右側ですかね。7ページ。この条例は「令和5年7月1日」から施行するほか、附則第3項及び第4項におきましては必要な規定の整備を図るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

以上が説明でございます。何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは議案の採決を行います。議案第46号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第46号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** ありがとうございます。続きまして、富士見丘小学校の移転に伴う所要の規定の整備として関連があります、次に申し上げる2議案を一括して上程いたします。日程第2、議案第47号「杉並区立学校設置

条例の一部を改正する条例」。日程第3、議案第48号「杉並区立富士見丘多目的広場条例」。以上の2議案について、引き続き私から説明をいたしまして、併せて議案第48号の別紙をつけておりますけれども、これにつきましては学校整備課長より説明申し上げます。

それでは、まず私の方から条例案について説明をいたします。

初めに、「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

区では、「杉並区立施設再編整備計画」に基づきまして、富士見丘小学校を富士見丘中学校の隣地に移転するとともに、富士見丘中学校につきましては、富士見丘小学校と一体的な整備を進めるため、現在の学校用地で改築することとし、改築工事中は富士見丘小学校移転後の校舎を仮校舎として活用することといたしました。このことに伴いまして、富士見丘小学校及び富士見丘中学校の位置を変更する必要があります。このため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。議案を1枚おめくりください。

条例の別表は、1の項では小学校を、2の項では中学校を、3の項では特別支援学校をそれぞれ規定しているところでございます。今回の改正によりまして、別表の1の項では、「富士見丘小学校」の位置を「上高井戸二丁目16番13号」から「久我山二丁目19番1号」に改めまして、別表の2の項では「富士見丘中学校」の位置を「久我山二丁目20番1号」から、仮校舎となりますが、「上高井戸二丁目16番13号」に改めるものでございます。

附則でございしますが、小学校に係る改正規定は「令和5年8月1日」から施行することとし、中学校に係る改正規定は「令和5年9月1日」から施行することとしてございます。

最後に、この議案には資料といたしまして、小学校及び中学校の案内図、配置図及び平面図を添付してございます。

引き続きまして、議案第48号「杉並区立富士見丘多目的広場条例」につきましてご説明を申し上げます。

富士見丘小学校の移転に向けまして、新校舎の建築を進めるとともに、隣接する東京都立高井戸公園の一部を富士見丘小学校の運動場としても利用できるよう、東京都から広場の設置許可を受けて整備工事を進めて

きたところでございます。

この度、当該広場を区民のレクリエーションその他の活動の場及び富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、杉並区立富士見丘多目的広場を設置することといたしました。

このことに伴いまして、その名称及び位置等を定める必要がございますので、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。議案を1枚おめくりいただきまして、第1条では、区民のレクリエーションその他の活動の場及び富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、富士見丘多目的広場を久我山二丁目19番4号に設置することを定めてございます。

第2条につきましては、多目的広場の休場日及び開場時間は、教育委員会規則で定めるものとしてございまして、教育委員会規則では、「休場日」は年末年始を、「開場時間」は午前8時から午後6時までと定める予定でございます。第3条は、使用の手続等を定めるものでございます。第1項では、多目的広場を使用しようとする者は教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならないと規定してございます。

教育委員会規則では、「使用区分」として、「富士見丘小学校が使用するとき」、「少年団体が使用するとき」、「区が行政目的として使用するとき」などを定めるほか、それぞれの使用区分ごとの使用時間を定める予定でございます。

第3条第4項では、使用の手続を経ないで多目的広場を使用させることができるものとする「一般開放」について規定してございます。第4条では、多目的広場の使用料は無料とすると定めてございます。第5条から第10条までは、公の施設としての一般的な規定を定めているものでございます。

附則でございしますが、施行日を「令和5年8月1日」とするほか、必要な準備行為を定めてございます。

最後に、この議案には、資料といたしまして案内図及び平面図を添付してございます。

以上で、説明については終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

続きまして学校整備課長からご説明を附属資料について申し上げます。

**学校整備課長** 私からは富士見丘多目的広場の設置等について、一部重複する部分もございますけれども、ご説明申し上げます。富士見丘小学校につきましましては先ほどのとおり、富士見丘中学校の隣地への移転に向けて、現在新校舎の移転改築工事を進めているところでございます。つきましては隣接する高井戸公園の一部を運動場として利用できるよう、東京都から区の管理による多目的広場の設置許可を得まして、小学校の新校舎改築工事に合わせて整備工事を進めきたところでございます。

多目的広場につきましましては、小学校の運動場としての活用に限らず、一般使用や地域の少年団体、災害時の避難場所などとして広く活用することが可能であることから、以下のとおり公の施設として設置をしまして、必要な規定整備を行うこととするものでございます。

1番の「経緯」でございますが、平成29年3月東京都との確認書を締結して交渉を進めてまいりました。下から2行目ですが、令和3年8月27日、都市公園法に基づく設置許可を得たところでございます。

2番は「整備概要」でございます。

裏面をご覧くださいたいと存じます。3番ですけれども、「多目的広場の設置・管理等」でございますが、(1)設置根拠としては、(仮称)杉並区立富士見丘多目的広場条例でございます。(2)設置・管理者でございますけれども、こちらについては地教行法に定める教育機関として、この多目的広場を位置付けまして、教育機関での設置管理をすることとしているものでございます。

(3)使用者でございますが、①におきましては学校の貸し切り使用、②については学校の開放団体、③については行政目的など、そして④については一般開放を定めているところでございます。

(4)使用料は無料でございます。

続きまして、4番「今後のスケジュール」でございますけれども、こちらについては令和5年5月第2回区議会定例会においての条例案を提出しまして、文教委員会への報告、そして8月1日から条例施行という予定でございます。以上でございます。

**庶務課長** 以上一連の説明、報告につきまして、何かご意見、ご質問ござ

いましたらお願いをいたします。

**久保田委員** 多目的広場の土というか、舗装というか、これについては針葉樹皮混入土系とあるのですが、見た目はどんな感じなのでしょう。

**学校整備課長** 外観上は通常の校庭と変わらない、クレイ舗装という形になりまして、広場というよりは、防球ネットも設置しまして、囲ってありますので、外から見ると校庭というか、運動場というような状況に見られるかと思えます。

**久保田委員** いわゆる舗装みたいな感じですか。

**学校整備課長** 普通のグラウンドの舗装という形になります。

**伊井委員** 学校として使用するのが主だとは思いますが、一般開放をするとなると、杉十小とは違いますよね。オープンになっているわけではないと。

**学校整備課長** 周りは防球ネットで囲われている状況です。

**伊井委員** 使用に関して、杉十小はとてもオープンで、それはそれでいいところもあるのですが、やっぱりちょっと大変なところでもあると思うのですが、この場合は、使用に関してどこが管理なさるのですか。副校長先生ということではないですよ。どういうふうに管理するのでしょうか。

**学校整備課長** 学校の貸切利用の時間帯については使用者としての学校での管理ということになります。施設としては学校整備課、教育委員会の方で管理をするという形になります。

**伊井委員** 結構お仕事の、副校長先生は大変かなと思う部分があるので、是非サポートの方をお願いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。やっぱり遊びたい、使いたいという方はたくさんいらっしゃると思うのですよね、地域的にもすごくいいところなので、いろいろご要望もあると思いますが、その辺りをサポートしていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

**学校整備課長** まず管理の形態につきましては、現在用務業務を委託しております事業者はその委託の中で管理をしていただきますので、もちろん学校の負担が増えないように考慮してまいります。

**對馬委員** (3)の④の「①～③がない場合は、広く区民に自由に開放するものとする」というところで、今、防球フェンスとかで囲ってあるから、見た目は普通の校庭ですよとおっしゃっていたのですが、普通の学

校の校庭の場合、区民の方が自由にとりよりも、開放する時間だけ、使いたい子が行って遊んでいいみたいな形だと思うのですが、そうではなくて、いつでも誰でも、ほかの人が使ってなければ誰でも使っていいという場所なのですか。

**学校整備課長** 説明を省略しましたが、5番の「管理」にありますとおり、入り口の切り分けをしまして、学校が使う場合には周りを閉鎖して、自由開放の場合には公園側の出入り口を開放するという形で、使えることが分かるようにお示ししたいと考えています。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**折井委員** ちょっとお伺いしたいのですが、例えば校庭を開放しているよという時には、子どもたちがわあっと遊んでいたりすると思うのですが、例えばそこに大人も来てボールで遊ぶみたいなことは可能になるということですか。貸し切りでなければ、時間内であれば予約は要らないと。でもボールとかの使用は可とか不可とか、そういった形のルールはあるのでしょうか。大人も混じるとなると大丈夫なのかなと思う部分もあるのですけれども、どういった形の共存の仕方を想定してらっしゃるのでしょうか。

**学校整備課長** いろいろな使用の形があろうかと思えますけれども、やはり周りの方に危険な球技だとか、試合形式というのは禁止しまして、それ以外は基本的に自由な形で、広場ですので、特別なルールはあまり作らない形で使っていただければと考えています。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それではないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第47号、第48号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第47号、48号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして日程第4、議案第49号「令和5年度杉並区一般会計

補正予算（第3号）」を上程いたします。引き続き私の方からご説明を申し上げます。

まず補正予算概要の1ページ、歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の2事業について、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。まず表の1番目、教育相談等運営についてご説明いたします。

不登校児童・生徒数が増加している中、区では不登校対策として、学校の対応力向上への支援、さざんかステップアップ教室の運営やスクールソーシャルワーカーへの派遣等、様々な支援を行っております。各学校におきましても教室以外に別室を設け、教職員やボランティア等により、児童・生徒に寄り添い、見守りを行うなど、不登校傾向にある児童・生徒への支援を工夫しております。

今般東京都におきまして、校内別室指導支援員配置事業が新設されました。この補助金を活用いたしまして、校内別室指導を実施している、または実施を予定している学校への支援を拡充することを狙いに、ボランティアに要する経費、620万4,000円を補正予算として計上するものでございます。

なお、東京都が新設をいたしました校内別室指導支援員配置事業補助金を活用することから、特定財源の国・都支出金の欄に620万4,000円を補正予算として計上しており、結果として差引一般財源の負担はございません。東京都の申請基準であります欠席日数30日から89日の不登校児童・生徒数が10人以上の区立小学校を原則として、希望のあった学校を申請した結果、9校が補助金の対象となったところでございます。

次に表の2番目、次世代型科学教育の新たな拠点等の整備についてご説明いたします。本年10月の開設に向けまして、区の改修工事として建物の長寿命化に向けた修繕と集会室等の整備を行っているところでございますが、物価高騰による影響で資材等の価格変動が生じております。このため資材等の物価水準の上昇を工事契約金額に適切に反映するインフレスライドの増額として、経費2,247万3,000円を補正予算として計上するものでございます。なお、科学の拠点の内装工事については、民間の運営事業者が行ってまいります。

それでは続きまして、2ページをご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正により2,867万7,000円を増額しまして、補

正後の教育費の総額は、253億1,074万7,000円でございます。なお、特定財源のうち、「国・都支出金」については620万4,000円を増額し、補正後の総額は11億3,209万1,000円となっております。これらにより、差し引き一般財源につきましては、2,247万3,000円を増額し、補正後の総額は172億7,146万6,000円でございます。

最後のページをご覧ください。債務負担行為の補正でございます。

杉並区立富士見丘中学校改築工事、及び中瀬中学校改築工事に関する債務負担行為となります。この両工事につきましては、既に入札が行われたところでございますが、その入札が不調だったということがございました。そのため、不足する予算額を補正するものでございます。

区立富士見丘中学校改築工事については2億2,900万円、中瀬中学校工事につきましては、6億2,300万円を追加で計上いたします。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上で説明の方は終了いたしました。ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**折井委員** 中瀬中と富士見丘中の改築工事に際して補正ということで、かなり高額な補正予算が組まれるということの理由と、あと入札が不調なことは今までも、学校改築に限らず、やはり過去にはあったかと思うのですが、入札後にすぐに補正を組むというあまり記憶がなくて、今回高額な補正を組まざるを得なかった経緯について、少し教えていただけますでしょうか。

**学校整備担当課長** この間、営繕課の方で工事については様々、学校に限らず発注してきております。一昨年ぐらいから物価高騰のスピードが速くて、実勢価格に予算が追いついてないところが出てきています。これは前年度に予算要求をするということで、例えば今回の中瀬中、富士見丘中につきましても、昨年10月予算要求をさせていただいていますが、実際発注するのは今です。半年間、間にどんどん物価が高騰し、かい離が大きくなってきています。

先ほど委員がおっしゃったように、この間、不調になるということは様々ございました。その時の差というのが数千万、もしくは数百万の差で不調になるということは結構多くて、これは経理課の方でも、最終的に価格交渉をしたりとかで成立する場合もございますし、あるいは執行



残、そういったものを足して、改めて出し直すという形を取ったりとか様々でございます。

今回は億単位のかい離がございまして、これはどうやっても補正予算を取らない限り対応ができないという範囲のかい離でございました。一方で、今回は工事後の学校の開設時期ですね。それを鑑みますと1日も早く、やはり予算を取って再度すぐにでも発注し直したいという思いがございまして、急きょ区長部局の方とも相談しておりまして、今回3号補正に入れさせていただくという運びになりましたので、本日の教育委員会にお諮りさせていただいたところでございます。

**折井委員** 大変よく分かりました。ありがとうございます。この増額によって、次回の入札が成功裏に終わることを願っています。学校が早くできることを願っています。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第49号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第49号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。